

～ 東京都 太陽光発電「屋根貸しビジネス」マッチング事業 ～ 太陽光発電設置用に貸し出す屋根を募集

「屋根貸しビジネス」とは…

発電事業者が一定の面積を有する屋根を借りて太陽光発電を設置し、建物所有者が屋根の賃料を得る新しいビジネスモデルです。本年7月から固定価格買取制度が開始されたことにより関心を集めている太陽光発電の新たな設置手法です。

○建物所有者（屋根を貸す側）のメリット

- ・ 屋根の賃料を得ることができる
- ・ 費用負担なしで太陽光発電が設置され、非常用電源として活用可能な場合がある
- ・ 太陽光発電の設置、電力系統連系の手続き、メンテナンスは発電事業者が行うため、自ら太陽光発電を設置するより手間がかからない

屋根は資産！！

屋根を募集！



1. 募集する屋根の要件

下記の要件を満たし、太陽光発電設置用として発電事業者に貸付けを希望する都内の建物の屋根を募集します。

- (1) 太陽光発電設置用として概ね20年間の貸付が可能であること
- (2) 太陽光発電の設置可能な屋根面積が150㎡以上であること
(北面及び太陽光発電の設置に際し障害物がある部分を除く)
- (3) 屋根の日照条件が良好なこと

※登録発電事業者の多くは20年間の賃貸借を希望していますが、屋根条件や賃料等により賃貸借期間を短縮可能な場合もあります

※倉庫、ビル、工場、集合住宅等の屋根を想定しています

※複数の屋根をまとめて150㎡以上として申請も可能です

※150㎡は6人制バレーボールのコート(162㎡)程度の広さです



募集期間：平成24年10月25日（木）～平成25年2月28日（木）（必着）

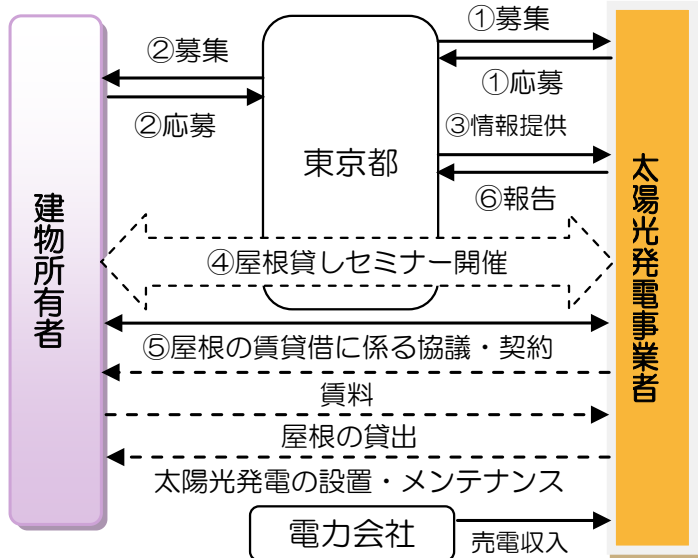
2. 応募者の要件

- (1) 応募者は貸付けを希望する屋根を含んだ建物（目的建物）の所有者（法人、個人を問わない）又は管理組合であること
- (2) 目的建物及びその敷地の所有者全員が本事業への応募に合意していること
- (3) 債務不履行により、所有する資産に対し仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと

3. 事業の流れ

- ・ 応募の際、面積や形状等の屋根情報を登録
- ・ 屋根情報及び連絡先は、建物所有者が選んだ登録発電事業者（下記の35事業者から選択）に提供
- ・ 建物所有者と発電事業者は個別に協議・契約

屋根は資産！！



登録発電事業者（合計35事業者）

（屋根貸し実績あり 6事業者）

(株)アドバンテック、エイテスリンクエージ(株)、
(株)環境経営戦略総研、(株)グッドエネジー、窪倉電設(株)、
ロハスソーラージャパン(株)

（太陽光発電販売・施工等実績あり 17事業者）

(株)栄住産業、(株)エーワン、(株)エス・エス・ケイ、(株)エスコ、
(株)ケイアンドエム、シャープ(株)、(株)創建コーポレーション、
(株)トーヨー建設、日本リニューアブルエナジー(株)、
桧山電業(株)、堀川産業(株)、町田ガス(株)、(株)A-スタイル、
(株)A・S・T、Next Value (株)、(株)Plus one percent、
SBIエナジー(株)

（その他の事業者 12事業者）

(株)アドバリュー、(株)エナジータンク、
グリーンエナジー日本(株)、サンエジソンジャパン(株)、
新星冷蔵工業(株)、杉山エステート(株)、(株)ゼック、創電開発(株)、
太陽光発電普及推進開発合同会社、
一般社団法人多摩市循環型エネルギー協議会、
ユタカ工業(株)、SOLA合同会社

4. 留意事項

- (1) 屋根の貸し出しに際しては、今後の屋根修繕等の長期計画を踏まえ、費用負担等について発電事業者と十分協議してください。
- (2) 本事業は、都として屋根貸しビジネスを推進するため、屋根情報の登録・紹介を行うものであり、都が個別の契約等に責任を負うものではありません。また、屋根貸し契約の成立を都が約束するものでもありません。

屋根登録の詳細等はこちら⇒

東京都環境局

検索

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>

【本事業についてのお問合せ先】

東京都 環境局 計画調整課 再生可能エネルギー推進係 TEL:03-5321-1111(内線42-738)
メールアドレス solarproject@kankyo.metro.tokyo.jp